

# お客様各位（e-very/イーベリー）

## お客様参加条件と日本出入国手続きのご案内

この度は、阪急交通社の海外旅行にお申し込みを賜り誠にありがとうございます。

お客様のご旅行参加に必要な証明書等のご案内をさせていただきます。

皆様にはお手数をおかけしますが、ツアー参加条件をご確認いただき、当日お忘れなくご持参いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。ご旅行先や日本国の検疫、防疫当局の指示により、参加条件や証明書等が追加、変更される場合は別途ご案内申し上げますので、最新のご案内に従いご準備いただけますよう、お願い申し上げます。

### ■ ツアー参加条件

次に申し上げる内容をツアーご予約後に必ずご確認ください。

確認できない場合は、旅行の参加をお断りさせていただきますので、必ずご確認をお願いいたします。

- ① 別にお知らせする『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』に記載している条件を満たしていること
- ② ご旅行中に必要なアプリの使用が可能なスマートフォンを携行され、アプリのダウンロードならびに操作がご自身で可能であること（機微な個人情報を含むため、アプリのダウンロードや操作のお手伝いを行うことはできません）
- ③ 新型コロナウイルス治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険への加入をしていること

### (1) ご旅行先の国・地域等が求める証明書、登録書等をご準備ください

訪問する国・地域の検疫ならびに防疫当局が求める入国・入境条件、航空会社等が求める搭乗条件を満たしていない場合、旅行にご参加いただけません。別にお知らせする『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。当局の指示により、必要な条件が変更、追加された場合は、別途ご案内申し上げますので最新の案内に従ってご準備ください。

なお、お客様にご準備頂いた証明書、登録書等はご旅行先の国・地域の入国・入境許可や航空会社等の搭乗許可を保証するものではありません。

### (2) ツアー参加前後を含む、感染防止対策に協力いただきます

ご旅行出発の14日前からは密な環境を避けるなど、感染症防止対策を徹底していただきますよう、お願いいたします。ご旅行中に、ガイド、現地係員、利用機関係員等から感染防止に伴う指示があった際はその指示に従っていただきます。全般的な感染予防対策とお客様へのお願い事項につきましては下記の当社ウェブサイトをご参照ください。



● 新型コロナウイルス感染防止対策とお客様へのお願い  
[https://www.hankyu-travel.com/kaigai/saikai\\_info/](https://www.hankyu-travel.com/kaigai/saikai_info/)

なお、出発日の前日から数えて14日前以内に下記に該当する事態が発生した場合は、当社までご連絡ください。

- 次の①～⑥の症状があった場合は、ツアーにご参加いただけません。
  - ① 発熱（37.5度以上）、② せき、③ のどの痛み、④ 息苦しさ（呼吸困難・胸の痛み）、⑤ 倦怠感、⑥ 味覚・嗅覚の異常
- ◎ ご出発までに自治体などの接種案内に従った規定回数の予防接種を完了されることをお勧めします。

### (3) ツアー参加条件を満たせなかった場合について

参加条件を満たせなかったお客様および同居されている同行のお客様はツアーにご参加いただけません。

お客様に起因する事由による取消となり、取消料の対象となります。

なお、次の①、②をご提示いただいた場合は取消料を収受しません。

- ① 出発日の前日から数えて14日前にあたる日から出発当日までの間に、新型コロナウイルスに罹患または陽性判定を受けられた場合で、診断書、陽性を示す証明書等を添えて取消料免除の申請をいただいた場合。
  - ② 濃厚接触者や、海外からの帰国等により自宅等での待機が出発日に及ぶ場合で、その内容を示す保健、衛生当局からの通知、メール内容、アプリ通知画面等を添えて取消料免除の申請をいただいた場合。
- いずれの場合も集合場所までの交通費や前泊等の費用はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

### ■ ご出発直前のPCR/抗原定量検査による陰性確認を強くお勧めします

新型コロナウイルス感染症の特性により無症状であっても感染していることがあり、ご旅行中に検査が必要な場合、陽性と判定される恐れがあります。

また、出発前に感染されていた場合、回復後もしばらくの間は検査結果が陽性となる恐れがあります。

旅行先での検査で陽性判定を受けた場合は予定通りご帰国できなくなる恐れがあることに加え、日本到着時の検査で陽性となった場合は検疫所長の指定する宿泊療養施設等での待機が必要となります。

旅行中に発症してしまうリスクを避けることも含めまして、ご出発直前（ご出発の3日前以後を目安）に陰性確認検査を受けることを強くお勧めいたします。

## ■ 外務省海外安全情報をご確認ください～たびレジのご登録をお勧めします～

ご旅行先の国・地域の最新の安全情報を外務省海外安全ホームページでご確認ください。  
たびレジにご登録いただきますとご旅行先を管轄する大使館、領事館が発信する臨時情報を受け取ることが可能です。



● 外務省海外安全ホームページ  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



● たびレジ登録ページ  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## ■ 海外旅行保険への加入について～保険の加入はご旅行の参加条件です～

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局の指示よりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等も必要となる等、高額な自己負担が発生する恐れがありますので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険への加入を参加条件としております。（クレジットカード付帯保険を利用される場合はカード会社へ補償内容（補償範囲・補償額など）をご自身で必ずご確認ください）

阪急交通社がお勧めする保険商品につきましては、ご予約後にお送りするメールをご参照ください。

◎ ご旅行先の国・地域等が海外旅行保険加入を条件としている場合は、その条件を満たす保険に加入いただく必要がございます。別にご案内する『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。

## ■ ワクチン接種証明書の携行をお勧めします

ワクチン接種回数が 2 回以下のお客様におかれましても、自治体発行のワクチン接種証明書（海外用）または、デジタル庁発行のデジタルワクチンパスポート（海外用）を携行されることをお勧めいたします。

ご旅行先の入国・入境条件でワクチン接種証明書の携行を求められていない場合におきましても、航空機の緊急着陸やお乗継空港にて、天候不良や機材故障などにより、予定外の入国・入境を迫られた場合に必要となる恐れがあることに加えて、万が一旅行中に医療機関を受診される場合にもワクチン接種証明書がございまして、接種履歴の証明に役立ちます。

◎ ご旅行先の国・地域等がワクチン接種証明書の携行、提示などを条件としている場合は、規程回数の接種を完了したワクチン接種証明書が必要です。別にご案内する『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。

## ■ ご帰国時に必要なスマートフォンの携行、アプリのご案内

～日本出国前にあらかじめセットアップしておくことをお勧めいたします～

ご帰国時の検疫手続きの簡略化（ファストトラック）の利用および、ご帰国に自宅等での待機が必要な場合に誓約事項の確認、位置情報の確認に必要なアプリをスマートフォンにインストールし、有効化する必要があります。

◎ 以下（１）～（３）のアプリが動作可能なスマートフォンは、次のとおりです。



① iPhone 端末：iPhone ios 13.5 以上 / ② Android 端末：Android 6.0 以上

◎ 厚生労働省ウェブサイト内の案内ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

### （１）健康居所確認アプリ（MySOS）

ご帰国の検疫手続きを事前審査して手続きを簡略化する「ファストトラック」を利用する際に必要となります。（推奨）ご帰国時に自宅等での待機が必要な場合には、スマートフォンにアプリをダウンロードし有効化することが必須となります。お客様の位置情報と健康状態を報告、センターからのビデオ通話に回答し居所確認を行う際に利用します。また、自宅待機が必要な場合に陰性証明確認検査結果を厚生労働省に届け出すことで待機を解除する場合の届け出もこのアプリを使用します。



● アプリダウンロード：Play ストア（Android 端末） / App Store（iphone 端末）共通  
<https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7>

■ パソコン等を利用して Web 上で検疫手続きの一部を事前登録可能な「MySOS WEB」もご利用いただけます。ご帰国時の「ファストトラック」利用には、スマートフォン等で「MySOS WEB」にログインするか、ダウンロード済みの「MySOS アプリ」と連携登録後、検疫官に画面を提示します。（後出のファストトラックのご案内および利用方法参照）



● MySOS WEB  
<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

### （２）スマートフォンの位置情報設定・保存（GoogleMaps などの設定）

ご帰国後に自宅待機等となる場合に必要となります。自宅等待機が不要でファストトラック利用のみの場合は不要です。



● Play ストア（Android 端末）  
※ iPhone 端末の場合はアプリのインストールは不要です。

### （３）接触確認アプリ(COCoA)の利用

新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。（任意）



● Play ストア（Android 端末） / App Store（iPhone 端末）共通

## ■ご帰国時の検疫手続きについて

日本に帰国（入国）される方は、国籍に係わらず、検疫所に次の手続きを行う必要があります。

- (1) 質問票の提出
- (2) 検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出
- (3) ワクチン接種証明書の提示
- (4) 検査証明書の提出（ワクチン接種済回数 3 回以上の接種証明書を所持している場合は免除）
- (5) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録確認（ご帰国・ご入国後に自宅等での待機が必要な場合は必須）

### (1) 質問票の提出

- 待機期間中における健康状態確認のため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を記載します。
- ◎「ファストトラック」を利用しない場合は、下記ウェブサイトにて、パソコンまたはスマートフォンを使用して入力後、最後に表示される QR コード画面を保存または印刷し、検疫時に提示します。
- ◎「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項を登録いただくことにより、質問票の QR コード画像を掲示する必要がございません。



- 厚生労働省：質問票入力ウェブサイト（パソコン・スマートフォン対応）  
<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>

### (2) 検疫所の施設待機・自宅等待機に伴う誓約書の提出

- ご帰国後に検疫所が確保する宿泊施設または自宅等で待機が必要な方は、「誓約書」の提出が必要です。
- ◎「ファストトラック」を利用しない場合は、厚生労働省ウェブサイトからダウンロード後に印刷したものに記入し、提出します。
- ◎「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項を登録いただくことにより、誓約書を提出する必要はありませんが、施設、自宅等待機の要否にかかわらず、全ての方に登録いただけます。



- 厚生労働省ウェブサイト：誓約書フォーム（パソコン・スマートフォン対応）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

### (3) ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）の提示

- 次ページのご旅行先出国・出境前検査証明書提示の免除ならびに、ご帰国後に検疫所が確保する宿泊施設または自宅等で待機の免除を受けるには、ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）の提示が必要です。
- ◎ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）は次の①～③の条件を満たすものに限り有効です。
- ◎「ファストトラック」を利用しない場合は、ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）を検疫に提示してください。
- ◎「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項と証明書の画像ファイル（紙の接種証明書の写真、デジタルワクチンパスポートの証明画面）を登録し、事前審査を受けることができます。
- ※接種年齢要件により、3 回目接種を受けていない 18 歳未満の子供については、有効な接種証明書を所持する保護者が同伴し、行動管理を行っている場合に限り、保護者と同様の待機期間の緩和（免除）が認められます。
- ※接種回数が 2 回以下の場合、「ファストトラック」のご登録時に、ワクチン接種証明書を「無」と登録します。

①	<p>政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地方公共団体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、予防接種済証」</li> <li>●医療機関等発行の「新型コロナワクチン接種記録書」</li> <li>●デジタル庁発行のデジタルワクチンパスポート</li> <li>●その他同等の証明書と認められるもの</li> </ul>																																						
②	<p>以下の事項が日本語または英語で記載されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●氏名 ●生年月日 ●ワクチン名またはメーカー名 ●ワクチン接種日 ●ワクチン接種回数</li> </ul> <p>※生年月日の代わりに、パスポート番号等、本人を特定するための事項が記載されており、パスポート等と照合して本人の接種記録であることが確認できる場合は有効とみなします。</p> <p>※接種証明書が日本語または英語以外の言語で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語または英語）が添付され、記載内容が判別できれば有効と見なします。</p>																																						
③	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ワクチン名</th> <th colspan="3">接種回数</th> <th rowspan="2">メーカー名 / 備考</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コナチン筋注</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>ファイザー社（復星医薬／ビオンテック社製も可）</td> </tr> <tr> <td>バキセプリア筋注</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>アストラゼネカ社（インド血清研究所製も可）</td> </tr> <tr> <td>スパイクバックス筋注</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>モデルナ社</td> </tr> <tr> <td>ジェコビデン筋注</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>ヤンセン社 / 1 回の接種をもって 2 回分相当とみなします</td> </tr> <tr> <td>COVAXIN</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>バーラト・バイオテック社</td> </tr> <tr> <td>ヌバキソビッド筋注</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>ノババックス社（インド血清研究所製も可）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各接種回で異なる種類のワクチンを接種した場合も有効と認めます。</p>	ワクチン名	接種回数			メーカー名 / 備考	1	2	3	コナチン筋注	○	○	○	ファイザー社（復星医薬／ビオンテック社製も可）	バキセプリア筋注	○	○	○	アストラゼネカ社（インド血清研究所製も可）	スパイクバックス筋注	○	○	○	モデルナ社	ジェコビデン筋注	○		○	ヤンセン社 / 1 回の接種をもって 2 回分相当とみなします	COVAXIN	○	○	○	バーラト・バイオテック社	ヌバキソビッド筋注	○	○	○	ノババックス社（インド血清研究所製も可）
ワクチン名	接種回数			メーカー名 / 備考																																			
	1	2	3																																				
コナチン筋注	○	○	○	ファイザー社（復星医薬／ビオンテック社製も可）																																			
バキセプリア筋注	○	○	○	アストラゼネカ社（インド血清研究所製も可）																																			
スパイクバックス筋注	○	○	○	モデルナ社																																			
ジェコビデン筋注	○		○	ヤンセン社 / 1 回の接種をもって 2 回分相当とみなします																																			
COVAXIN	○	○	○	バーラト・バイオテック社																																			
ヌバキソビッド筋注	○	○	○	ノババックス社（インド血清研究所製も可）																																			



**(4) ご旅行先出国・出境前検査証明書の提出 (ワクチン接種完了回数が2回以下の方のみ)**

- ワクチン接種完了回数が2回以下のお客様および、3回以上の接種証明を提示できないお客様は、ご旅行先を出国・出境前72時間以内に採取した検体による陰性を示す検査証明書の提出が必要です。  
(短期滞在の場合、旅行先を出国・出境72時間前に採取した検体による検査であれば日本国内での検査も有効です)厚生労働省が定める記載内容が網羅され、検体採取方法、検査方法による検査証明書のみ有効となります。  
有効な検査証明書の提示ができない場合、検疫法に基づき日本への上陸が認められません。
- ◎ ご参加いただくツアーでは、当社がご紹介又はご自身でお探しいただいた医療機関または検査機関にて検査を受けていただき、条件を満たした検査証明書を受領してください。
- ◎ 必要条件是、下記の厚生労働省ウェブサイトにて確認して下さい。(所定条件を満たした参考様式のダウンロードも可能です。)
- ◎ 「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ(MySOS)を使用して事前に電子登録します。



● 厚生労働省ウェブサイト：出国前検査証明書 (パソコン・スマートフォン対応)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

**(5) 必要なアプリの登録確認**

- ご帰国・入国時に自宅等での待機が必要なお客様は、健康状態、位置情報の確認、フォローアップに必要なアプリ等がダウンロードされ、有効化されているか、確認されます。ダウンロード、設定が必要なアプリの詳細は、前ページの「**■ご帰国時に必要なスマートフォンの携行、アプリのご案内**」をご参照ください。

**■ファストトラックのご案内**

検疫所はご帰国、入国時の検疫手続混雑緩和のため、健康居所確認アプリ(MySOSアプリ)または、MySOS WEB上で空港での検疫手続の一部を日本に入国する前に済ませることができるファストトラック利用を推奨しています。  
 \* 搭乗便到着予定日時の2週間前から6時間前までの間に事前申請を完了してください。  
 ワクチン接種回数が3回以上の接種証明書を所持されており、検査証明書の登録が不要なお客様は、ご帰国便が現地を出発する2週間前以降、日本をご出国される前に、登録を完了されることをお勧めいたします。  
 \* スマートフォンを所持していない12歳以下の子供は同伴者として登録可能です。

**利用方法**

- Step.1 : MySOSアプリの「検疫手続事前登録」ボタンをタップして登録画面を開く  
または、MySOS WEBサイトにログインして登録を開始する
- Step.2 : 日本到着時刻の6時間前までに必要事項、証明書類を登録します。(登録中の画面は赤色です)
- Step.3 : 登録した内容が審査され、確認結果により画面の色が変わります。

赤色	黄色	緑色	青色
登録未完了	確認中または、検査証明書を空港で提示	確認完了	確認完了 (到着空港での検査免除)

- Step.4 : 日本入国時検疫にMySOSの画面を見せる
  - MySOS WEB利用の場合は、スマートフォン等で「MySOS WEB」にログインするか、ダウンロード済みの「MySOSアプリ」と連携登録後、検疫官に画面を提示します。
  - 画面が緑色または、青色の場合は事前登録書類の確認は画面を見せるだけで完了します。
  - 画面が黄色の場合は、画面と検査証明書を提示します。

【MySOSアプリ/ファストトラックマニュアルサイト】  
<https://teachme.jp/111284/manuals/13655051/>



【MySOS Web/MySOSアプリ連携方法】  
<https://teachme.jp/111284/manuals/17072150>



【MySOS WEB/ファストトラックマニュアルサイト】  
<https://teachme.jp/111284/manuals/16841356>



【スマートフォン等でのMySOS Web提示方法】  
<https://teachme.jp/111284/manuals/16971598>



**■ご帰国・入国時の検査と自宅待機期間のご案内**

ご帰国・ご入国後の自宅等での待機期間は、ご旅行先の国・地域が指定されている色および、お客様のワクチン接種完了状況によって異なりますので、下記の案内を参照してください。  
 ご帰国・入国時の検査で陽性と判定された場合は、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要となり、待機期間の短縮はできません。

\* 接種年齢要件により、3回目接種を受けていない18歳未満の子供については、有効な接種証明書を所持する保護者が同伴し、行動管理を行っている場合に限り、保護者と同様の待機期間の短縮が認められます。

ワクチン接種済回数		自宅等待機期間	入国日(0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
青色の国	ワクチン接種済み回数にかかわらず	なし	→ 入国時検査なし	→ 待機不要				
	3回接種済みの場合	なし	→ 入国時検査なし	→ 待機不要				
黄色の国	ワクチン接種回数2回以下の場合	5日間	→ 入国時検査あり	自宅待機5日間				
					自主検査(自宅)① 抗原定性検査キット(陰性) →	自主検査(自宅)② 抗原定性検査キット(陰性)	→ 陰性の場合待機解除	

◆ 国・地域の区分の色分けはこちら



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border\\_category.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_category.html)

◆ 指定検査機関はこちら



<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

◆ 陰性結果届け出の詳細はこちら



<https://teachme.jp/111284/manuals/15029540/>

- 待機が必要な場合の公共交通機関利用は自宅等の待機場所に限り、入国時検査後24時間以内に到着してください。
- 自宅待機を求められない場合や待機が解除された後も、入国後10日間は、検温等、お客様ご自身で健康状態の確認をおこなってください。
- 健康居所確認アプリ(MySOS)を通じて濃厚接触者であると通知を受けた場合は待機期間の短縮はできません。
- 自主検査は、検疫所が指定した医療機関・衛生検査所が実施するPCR検査・抗原定量検査である必要があります。
- 自主検査に、自宅等でのセルフチェックによる検査を利用する場合、検査キットは、国が承認した一般用抗原検査キット(OTC)である必要があります。
- 検査結果を健康居所確認アプリ(MySOS)で申請し、承認が通知された後に待機が解除されます。
- 検査のための外出は不要不急の外出には該当しませんが、自家用車を使用する等、公共交通機関の利用は避けてください。

## フランスにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

### ■ 日本からフランスへの入国時

フランスでは感染拡大防止策に基づいた、入国時に提示が必要な  
証明書はございません（渡航制限なし）。

### ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

フランス出国前 72 時間以内に実施した医療機関による PCR 検査または抗原定量検査（※）で  
陽性反応が出た場合は、旅行者はフランス国内のホテルにて隔離が必要となります。

[ワクチンを 3 回接種している方]

検査日を含めて 7 日間の自主隔離が必要となりますが、5 日目に自主的に PCR か抗原検査を受け  
陰性で症状が無い場合はその場で隔離が終了します。

[ワクチンを 3 回接種していない方]

検査日を含めて 10 日間の自主隔離が必要となりますが、7 日目に自主的に PCR か抗原検査を受け  
陰性で症状が無い場合はその場で隔離が終了します。

**（※）有効なワクチンを 3 回以上接種済の方の出国前 72 時間以内の検査および陰性証明書の取得は  
2022 年 9 月 7 日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、  
またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の  
指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等  
を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用を  
カバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。

## イギリス（英国）にご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

### ■ 日本からイギリス（英国）への入国時

イギリス（英国）では、感染拡大防止策に基づいた、入国時に提示が必要な証明書はございません（渡航制限なし）。

### ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

イギリス（英国）出国前72時間以内に実施した医療機関によるPCR検査または抗原検査（※）で陽性反応が出た場合は、旅行者は陰性結果がでるまでは帰国できません。

- 1、イギリスではコロナに感染した場合、できる限り他者との接触を避けることが推奨されているのみで、隔離や外出規制等も行われておりません。
- 2、原則ホテルにて陰性結果がでるまで延泊し、陰性結果が出次第帰国便を手配する形となります。

**（※）有効なワクチンを3回以上接種済の方の出国前72時間以内の検査および陰性証明書の取得は2022年9月7日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示よりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。

# スペインにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

## ■ 日本からスペインへの入国時

スペインでは感染拡大防止策に基づき、入国時に下記証明書（（１）（２）（３）のいずれか）の提示が必要となります。また、証明書が確認できない場合は、ご旅行の参加をお断りいたしますので必ずご持参いただけますようお願いいたします。

### （１） 住民票のある市町村が発行する「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用

スペインに入国する12歳以上の旅行者は、ワクチン接種完了を示す証明書の提示が必要となり、証明書には下記条件が必須となります。（12歳未満の子供は、同行する保護者がワクチン接種完了を証明することでワクチン接種証明書の提示が免除されます。）

現在、欧州医薬品庁（EMA）に承認され、日本国内での使用が認可されているワクチンは4種類（ファイザー製・モデルナ製・アストラゼネカ製・ノババックス製）になります。

- 1、規定のワクチン最終接種完了日の14日後から270日以内。  
18歳未満については270日経過後も有効。  
ブースター接種した場合は、ブースター接種日当日から有効。
- 2、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書であること  
またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用であること
- 3、スペイン語または英語、フランス語、ドイツ語のいずれかで記載されていること



- 証明書の申請・発行に関しては、下記厚生労働省ホームページにてご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)



- 接種証明アプリ海外用に関しては、下記デジタル庁ホームページにてご確認ください。  
<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert/>

### （２） 新型コロナウイルス陰性証明書

- 1、スペイン出発（航空機搭乗）の72時間以内に実施した医療機関によるPCR検査  
または、スペイン出発（航空機搭乗）の24時間以内に実施した欧州委員会が認める迅速抗原検出検査(RAT)証明書であること
- 2、証明書には氏名、検査実施日、検査の種類、発行国に関する情報が記載されていること
- 3、スペイン語または英語、フランス語、ドイツ語のいずれかで記載されていること

### （３） 新型コロナウイルスに感染した後に回復したことを示す証明書

- ア 医療機関が実施する核酸増幅検査（PCR検査）  
又は迅速抗原検出検査による最初の陽性結果から少なくとも11日後の証明書が有効
- イ 証明書の有効期限は、最初の陽性結果が得られてから180日間
- ウ 迅速抗原検出検査は、2021年10月1日以降に実施されたものであり、EUの保健安全委員会が有効と認める検査であること。また、医療専門家又は検査資格のある者によって実施されたものであること。
- エ 記載事項  
(1) 氏名、(2) 最初に陽性結果が得られた検査の実施日、(3) 検査の種類、  
(4) 旅行者が新型コロナウイルス感染症から回復し現時点で感染力がない旨の記述、  
(5) 発行国に関する情報を含む必要がある
- オ 証明書がEUデジタル証明書又はそれに相当する証明書でない場合、検査結果の証明書も提示しなければならない。

## ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

スペイン出国前72時間以内に実施した医療機関によるPCR検査または抗原定量検査（※）で陽性反応が出た場合は、旅行者はスペイン国内のホテルにて自主隔離が必要となります。

- 1、滞在中の自治体の保険局のコロナ対策窓口へ連絡し指示を受けます。  
ホテルの選定や入院が必要かの判断もコロナ対策窓口の指示を受けます。
- 2、陽性で自覚症状が無い場合は、検査結果判明の翌日から最低10日間の待機後、再度検査を受け、検査結果が陰性であれば隔離終了となります。

**（※）有効なワクチンを3回以上接種済の方の出国前72時間以内の検査および陰性証明書の取得は2022年9月7日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示よりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。



# イタリアにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

## ■ 日本からイタリアへの入国時

イタリアでは、感染拡大防止策に基づいた、入国時に提示が必要な証明書はございません（渡航制限なし）。

## ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

イタリア出国前 7 2 時間以内に実施した医療機関による P C R 検査または抗原検査（※）で陽性反応が出た場合は、旅行者はイタリア国内のホテルにて隔離が必要となります。

- 1、大使館への報告および滞在している自治体の保険局に連絡し指示を受けます。
- 2、ホテルでは原則 7～10 日間の待機が必要となりますが、7～10 日目の検査結果が陰性であれば翌日の退所が可能となります。  
尚、症状が重い場合は保険局の指示で入院し、7～10 日目以降に回復次第の検査で結果が陰性であれば退院となります。

**（※）有効なワクチンを 3 回以上接種済の方の出国前 7 2 時間以内の検査および陰性証明書の取得は 2022 年 9 月 7 日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。

# ドバイにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

## ■ 日本からドバイへの入国時

ドバイでは感染拡大防止策に基づき、入国時に下記証明書の（１）（２）（３）のいずれかの提示が必要となります。

### （１）住民票のある市町村が発行する「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用

ドバイに入国する 12 歳以上旅行者は、ワクチン接種完了を示す証明書の提示が必要となり、証明書には下記条件が必須となります。

現在、世界保健機関やアラブ首長国連邦（UAE）に承認され、日本国内での使用が認可されているワクチンは 4 種類（ファイザー製・モデルナ製・アストラゼネカ製・ノババックス製で 2 回接種が規定）になります。

- 1、自治体などの公的機関が発行した QR コード付きの「海外渡航用」ワクチン接種証明書であること  
（紙媒体、データ表示のいずれでも可。SMS は不可）  
またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用であること
- 2、英語またはアラビア語で記載されていること



- 証明書の申請・発行に関しては、下記厚生労働省ホームページにてご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)



- 接種証明アプリ海外用に関しては、下記デジタル庁ホームページにてご確認ください。  
<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinercert/>

### （２）新型コロナウイルス陰性証明書

- 1、日本出発前 48 時間以内に実施した医療機関による QR コード付きの PCR 検査陰性証明書であること
- 2、英語または英語またはアラビア語で記載されていること

### （３）QR コード付きの回復証明

新型コロナウイルスの回復からドバイ到着日まで 1 カ月以内であることを示す関係当局発行の有効な診断書（QR コード付き）を提示すること

## ドバイからアブダビに陸路移動する場合

アブダビへの陸路の入域（国）に際して、陰性証明等の事前準備は不要です。  
ただし、アブダビ首長国内の多くの施設（ショッピングモール・観光施設等）で陰性証明書の提示が求められます。  
ツアー中にご案内する P C R 検査施設で入手した陰性証明書をお持ちください。

## ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

ドバイ出国前 72 時間以内に実施した医療機関による PCR 検査又は抗原定量検査（※）で陽性反応が出た場合や、発熱や咳などの症状があり感染が疑われる場合は、旅行者はドバイ国内のホテルや指定施設にて隔離が必要となります。

1、領事館への報告およびドバイ保健庁又は医療機関に連絡し指示を受けます。

また、ドバイ政府のアプリである「COVID-19 DXB App」を携帯等にインストールする必要があります。

COVID19 - App Store の DXB スマートアプリ (apple.com)

(上記のアプリは、iPhone、iPad、AppleWatch 用の AppStore でのみ入手できます)

<https://play.google.com/store/apps/details?id>

(Android のアプリは上記から入手ください)

2、ホテルでは原則検査を受けた日又は症状が発症した日の 2 日前から 10 日間の待機が必要となります。

**(※) 有効なワクチンを 3 回以上接種済の方の出国前 72 時間以内の検査および陰性証明書の取得は 2022 年 9 月 7 日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。

## ドイツにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

### ■ 日本からドイツへの入国時

ドイツでは、感染拡大防止策に基づいた、入国時に提示が必要な証明書はございません（渡航制限なし）。

### ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

#### ドイツ出国前 7 2 時間以内に実施した医療機関による P C R 検査または抗原検査で陽性反応（※）

が出た場合は、旅行者はドイツ国内のホテルにて隔離が必要となります。

ホテルでは原則 10 日間の待機が必要となりますが、5 日目の検査結果が陰性であれば、翌日の退所が可能となります。

**（※）有効なワクチンを 3 回以上接種済の方の出国前 7 2 時間以内の検査および陰性証明書の取得は  
2 0 2 2 年 9 月 7 日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、  
またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。



# チェコにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

## ■ 日本からチェコへの入国時

チェコでは、感染拡大防止策に基づいた、入国時に提示が必要な証明書は  
ございません（渡航制限なし）が、海外旅行保険の加入が必須となります。

### 海外旅行保険の加入

チェコでは旅行者に対して、滞在期間をカバーし、治療・傷害・死亡・医療搬送の各 3 万ユーロ以上の  
海外旅行保険の加入が必要となります。

## ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

チェコ出国前 7 2 時間以内に実施した医療機関による P C R 検査または抗原検査で陽性反応（※）が出た場合  
は、旅行者はチェコ国内の原則ホテルにて隔離が必要となります。

【陽性になった場合】

- 1、検査の実施日から少なくとも 7 日間ホテル等での隔離を行い、最後の 2 日間は症状がないことが条件となります。
- 2、症状がある場合は、隔離の期間は自動的に延長され、症状がなくなってから 2 日後に隔離が終了します。
- 3、必要な場合を除いて外出しないでください。外出する場合は、FFP2 レスピレーター(マスク)を着用し、他の人との接触を避け、健康状態をモニターしてください。
- 4、症状が悪化した場合は、155/112 に電話をしてください。

【濃厚接触者の場合】

- 1、保健所が濃厚接触者とみなした場合はその旨の連絡が入り、以降どのようにするかの指示を受けます。
- 2、PCR 検査を受ける必要があればその旨の連絡が入り、陰性の場合は隔離の必要はありません。
- 3、症状がある場合は、RT-PCR 検査を受けてください。

**（※）有効なワクチンを 3 回以上接種済の方の出国前 7 2 時間以内の検査および陰性証明書の取得は  
2 0 2 2 年 9 月 7 日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、  
またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の  
指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等  
を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用を  
カバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。

# オーストリアにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

## ■ 日本からオーストリアへの入国時

オーストリアでは、感染拡大防止策に基づいた、入国時に提示が必要な証明書はございません（渡航制限なし）。

## ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

オーストリア出国前72時間以内に実施した医療機関によるPCR検査または抗原検査（※）で陽性反応が出た場合は、旅行者はオーストリア国内で隔離措置ではなく10日間の接触制限措置が課せられます。

- 1、現地の保険局に連絡し指示を受けます。（言語は英語またはドイツ語になります。）
- 2、現地では原則5～10日間の接触制限が課せられますが、5日目以降の検査結果が陰性であれば即、接触制限が解除されます。

【接触制限の具体的な内容は下記となります】

※医療機関、介護施設などの訪問禁止

※屋内で他人と接触する場合、並びに屋外で他人と2メートル以上の距離を保てない場合は、FFP2マスクの着用が義務づけられています。

※公共交通機関を利用する場合もFFP2マスクの着用が義務づけられています。

（但し、ウィーンでは乗客全員にFFP2マスクの着用が義務づけられています）

- 3、症状が重い場合は保険局の指示に従うことになります。

**（※）有効なワクチンを3回以上接種済の方の出国前72時間以内の検査および陰性証明書の取得は2022年9月7日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。

# オランダにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

## ■ 日本からオランダへの入国時

感染拡大防止策に基づいた、入国時に提示が必要な証明書は  
ございません（渡航制限なし）。

## ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

オランダ出国前 72 時間以内に実施した医療機関による PCR 検査または抗原検査（※）で  
陽性反応（※）が出た場合は、旅行者は原則オランダ国内のホテルにて自己隔離が必要となります。

- 1、ホテルでは最短 5 日間の自己隔離が必要となり 5 日目以降症状が無い場合は退所が可能となります。  
5 日目以降症状がある場合は症状回復後さらに 24 時間の自己隔離が必要です。  
症状が続く場合は、最長 10 日間の隔離が必要となります。  
保健所で改めて PCR 検査を受ける必要はありません。
- 2、疾患などで重症化リスクのある方は、医療機関またはコロナウイルス電話相談窓口 0800 - 1351 に連絡し、  
指示に従うことになります。

**（※）有効なワクチンを 3 回以上接種済の方の出国前 72 時間以内の検査および陰性証明書の取得は  
2022 年 9 月 7 日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、  
またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の  
指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等  
を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用を  
カバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。

# ポルトガルにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

## ■ 日本からポルトガルへの入国時

ポルトガルでは、感染拡大防止策に基づいた、入国時に提示が必要な証明書はございません（渡航制限なし）。

## ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

ポルトガル出国前72時間以内に実施した医療機関によるPCR検査または抗原定量検査（※）で陽性反応が出た場合は、旅行者はポルトガル国内のホテルにて自主隔離が必要となります。

- 1、結果判明後、24～48時間以内にポルトガル保健局（DGS）からSMSでリンク（フォーム）が届きますので、記入・送信すると正式な隔離証明が届きます。
- 2、重度の症状が出ている場合はホットライン SNS24（808 24 24 24）へ連絡し、適切な医療施設の紹介を受けます。
- 3、隔離日数は無症状もしくは軽症の場合7日間、中度・重度の場合は10～20日間の隔離が必要となります。
- 4、同行するご家族や同室利用の方は濃厚接触者となり、2度の検査（陽性者の結果判明時と結果判明から3～5日目）をする必要があります。

**（※）有効なワクチンを3回以上接種済の方の出国前72時間以内の検査および陰性証明書の取得は2022年9月7日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。



## ■ ポルトガルからの帰国について

**ご旅行先の国・地域の指定されている色およびワクチン接種済回数による帰国時検査、自宅等での待機期間において、現在ポルトガルは「黄」グループ国に区分されております。**

### ● ワクチン 3 回接種済証明書をお持ちの方

3 回目のワクチン接種証明書を保持している帰国者・入国者については、検疫所による入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機を求めないことになっております。

※接種年齢要件により、3 回目接種を受けていない 18 歳未満の子供については、有効な接種証明書を所持する保護者が同伴し、行動管理を行っている場合に限り、保護者と同様の待機期間の緩和（免除）が認められます。

### ● ワクチン 3 回接種されていない方

検疫所による入国時検査を実施するとともに、原則 5 日間の自宅等待機を求めるとし、入国後 3 日目以降に検疫所が指定した指定検査機関で自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を MySOS アプリを利用して届け出た場合、確認が完了し、待機解除のお知らせを受領した後は自宅等待機が解除されます。

※入国後の自宅等の待機場所への移動（入国時検査から 24 時間以内に移動が完了し、かつ、自宅等を目的地とし最短経路での移動を行うものに限る。）については、自宅等待機期間中であっても公共交通機関の使用が可能となります。

※待機解除のための検査における外出は不要不急の外出には該当しませんが、自家用車を使用する等、公共交通機関の利用は避けてください。

# ギリシャにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

## ■ 日本からギリシャへの入国時

ギリシャでは、感染拡大防止策に基づいた、入国時に提示が必要な証明書はございません（渡航制限なし）。

※ セレスティアルクルーズ乗船のお客様は下記条件を確認ください。

## ■ セレスティアルクルーズ乗船のご案内

セレスティアルクルーズ乗船には下記（1）（2）が必要になります。

### （1）ワクチン接種証明書の提示

12歳以上の乗客は、ワクチン接種完了を示す証明書の提示が必要となり、証明書には下記条件が必須となります。

現在、欧州医薬品庁（EMA）に承認され、日本国内での使用が認可されているワクチンは4種類（ファイザー製・モデルナ製・アストラゼネカ製、ノババックス製）になります。

1、ワクチン2回接種済の方は、接種後9カ月以内である必要があります。

ワクチン3回接種済の方は接種後の制限はありません。

2、自治体などの公的機関が発行した「**海外渡航用**」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「**新型コロナワクチン接種証明書アプリ**」**海外用**が必要になりますが、接種証明書アプリはQRコードが的確に読み取れない場合があるため、紙（ハードコピー）をお持ちください。

3、英語で記載されている必要があります。

尚、乗船前6か月以内に新型コロナウイルスに感染された方は、英語で発行された新型コロナウイルス治癒証明書があればワクチン接種証明書の代用ができます。

感染後6か月以上経過された方は有効なワクチン接種証明書が必要となります。



■ 証明書の申請・発行に関しては、下記厚生労働省ホームページにてご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)



■ 接種証明アプリ海外用に関しては、下記デジタル庁ホームページにてご確認ください。

<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinercert/>

### （2）乗船前日の抗原検査陰性証明書の提示

6歳以上の乗客は、乗船前日に抗原検査を受け、陰性結果を示す証明書が必要となります。

（ご案内するツアーでは上記抗原検査を行程に含んでいます）

## ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

ギリシャ出国前72時間以内に実施した医療機関によるPCR検査または抗原定量検査（※）で陽性反応が出た場合は、旅行者はギリシャ国内の宿泊施設にて隔離が必要となります。原則5日間の待機が必要となりますが、5日目にPCR検査が陰性であって症状が無いこと、解熱剤を使用せず熱の無い状態が24時間以上経過すれば退所が可能となります。

**（※）有効なワクチンを3回以上接種済の方の出国前72時間以内の検査および陰性証明書の取得は2022年9月7日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示よりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。